

## 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則

平成21年3月9日

公安委員会規則第2号

〔沿革〕 平成21年3月公安委員会規則第3号、22年2月第1号、10月第5号、11月第8号、23年2月第1号、24年1月第1号、7月第7号、25年3月第1号、12月第6号、26年3月第3号、8月第5号、11月第6号、27年2月第3号、3月第5号、29年2月第2号、3月第6号、30年3月第2号、31年2月第1号、令和元年12月第6号、令和2年3月第3号、令和3年3月第3号改正、令和5年3月第3号改正、令和6年3月第5号改正、令和7年3月第2号改正

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則を次のように定める。

### 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則

交番、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条の規定に基づき、交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区交番 交番所長が駐在制勤務を行う交番をいう。
- (2) 所在地 警察署（分庁舎を含む。）に置く交番と同様の活動を行う拠点をいう。
- (2) 警備派出所 特殊な警察対象のある地域に設ける派出所をいう。

#### （名称、位置及び所管区）

第3条 地区交番、交番、所在地及び警備派出所の名称、位置及び所管区は、別表第

1 のとおりとする。

2 駐在所の名称、位置及び所管区は、別表第2のとおりとする。

(臨時の交番等)

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、前条に規定するもののほか、臨時に交番その他の派出所を置くことができる。

(委任)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月12日公安委員会規則第3号）

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1水戸の部に内原地区交番の項を加える改正規定、同表石岡の部石岡駅前交番の項及び石岡警察署所在地の項の改正規定、別表第2水戸の部内原駐在所の項、大足駐在所の項及び鯉渕駐在所の項を削る改正規定並びに同部双葉台駐在所の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1笠間の部笠間警察署所在地の項の改正規定並びに別表第2笠間の部稻田駐在所の項及び箱田駐在所の項を削る改正規定 平成21年3月19日

(3) 別表第1大宮の項の改正規定並びに別表第2大宮の部大賀駐在所の項、大場駐在所の項、世喜駐在所の項及び玉川駐在所の項を削る改正規定 平成21年3月21日

附 則（平成22年2月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1日立の部に十王駅前交番の項を加える改正規定、同表石岡の部に茨城空港警備派出所の項を加える改正規定、別表第2日立の部伊師駐在所の項、友部駐在所の項及び豊浦駐在所の項を削る改正規定並びに同表常総の部小絹駐在所の項の改正規定は、平成22年3月11日から施行する。

附 則（平成22年10月7日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成22年10月8日から施行する。

附 則（平成22年11月25日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成22年12月8日から施行する。

附 則（平成23年2月24日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 石岡の部小川地区交番の項の改正規定 平成23年3月1日
- (2) 別表第2 筑西の部小栗駐在所の項を削る改正規定、同表同部新治駐在所の項の改正規定及び同表同部古里駐在所の項を削る改正規定 平成23年3月2日
- (3) 別表第2 筑西の部河内駐在所の項、黒子駐在所の項及び関本駐在所の項を削る改正規定並びに同表同部に藤ヶ谷駐在所の項を加える改正規定 平成23年3月18日
- (4) 別表第2 つくば中央の部島名駐在所の項を削る改正規定、同表同部に万博記念公園駅前駐在所の項を加える改正規定並びに同表同部真瀬駐在所の項を削る改正規定 平成23年3月26日

附 則（平成24年1月19日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2 錆田の部に大蔵駐在所の項を加える改正規定並びに同部梶山駐在所の項、汲上駐在所の項及び札駐在所の項を削る改正規定 平成24年1月23日
- (2) 別表第2 行方の部釜谷駐在所の項及び延方駐在所の項を削る改正規定並びに同部に新宮駐在所の項を加える改正規定 平成24年1月27日
- (3) 別表第1 牛久の部ひたち野交番の項の改正規定 平成24年2月4日
- (4) 別表第2 稲敷の部阿波駐在所の項を削る改正規定、同部に神宮寺駐在所の項を加える改正規定及び同部古渡駐在所の項を削る改正規定 平成24年2月8日
- (5) 別表第2 大宮の部下小川駐在所の項及び野上駐在所の項を削る改正規定並びに同部山方駐在所の項の改正規定 平成24年2月17日
- (6) 別表第2 土浦の部佐賀駐在所の項を削る改正規定及び同部美並駐在所の項の改正規定 平成24年3月2日
- (7) 別表第2 行方の部井上駐在所の項及び榎本駐在所の項を削る改正規定、同部玉造駐在所の項の改正規定並びに同部羽生駐在所の項を削る改正規定 平成24年3

月 26 日

(8) 別表第 2 行方の部牛堀駐在所の項の改正規定、同部上戸駐在所の項を削る改正規定、同部に北浦駐在所の項を加える改正規定並びに同部小幡駐在所の項、山田駐在所の項及び両宿駐在所の項を削る改正規定 平成24年 3月 27日

附 則（平成24年 7月 5日 公安委員会規則第 7号）

この規則は、平成24年 7月 5日から施行する。

附 則（平成25年 3月 21日 公安委員会規則第 1号）

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1 つくば中央の部谷田部地区交番の項の改正規定は、平成25年 3月 21日から施行する。

附 則（平成25年12月 12日 公安委員会規則第 6号）

この規則は、平成25年12月 27日から施行する。ただし、別表第 1 常総の部伊奈地区交番の項及び同部みらい平駅前交番の項の改正規定は、平成25年12月 12日から施行する。

附 則（平成26年 3月 27日 公安委員会規則第 3号）

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 8月 28日 公安委員会規則第 5号）

この規則は、平成26年 9月 3日から施行する。ただし、別表第 1 土浦の部土浦駅前交番の項及びつくば中央の部研究学園交番の項の改正規定は、平成26年 8月 28日から施行する。

附 則（平成26年11月 20日 公安委員会規則第 6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 高萩の部大津地区交番の項の改正規定及び別表第 2 高萩の部富士ヶ丘駐在所の項を削る改正規定は、平成26年11月 25日から、別表第 2 高萩の部上小津田駐在所の項を削る改正規定及び同部中妻駐在所の項の改正規定は、平成26年12月 17日から施行する。

附 則（平成27年 2月 26日 公安委員会規則第 3号抄）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月 19日 公安委員会規則第 5号）

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 2月 9日 公安委員会規則第 2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1境の部岩井地区交番の項の改正規定及び別表第2境の部小山駐在所の項を削る改正規定は、平成29年3月1日から、別表第1ひたちなかの部東海地区交番の項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日公安委員会規則第6号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月21日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2牛久の部の改正規定は、平成31年3月8日から施行する。

附 則（令和元年12月19日公安委員会規則第6号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年3月2日から施行する。

附 則（令和2年3月5日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1竜ヶ崎の部の改正規定は、令和2年3月14日から施行する。

附 則（令和3年3月18日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1笠間の部の改正規定、同表大子の部の改正規定及び別表第2大子の部の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1水戸の部の改正規定は、令和6年3月27日から施行する。

附 則（令和7年3月13日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1ひたちなかの部馬渡交番の項及び同部那珂湊警察センター所在地の項並びに同表つくばの部つくば北警察センタ

一所在地の項の改正規定並びに別表第2ひたちなかの部部田野駐在所の項及び同表つくばの部菅間駐在所の項を削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地区交番、交番、所在地及び警備派出所の名称、位置及び所管区

署名	名称	位置	所管区
水戸	茨城地区交番	東茨城郡茨城町 大字小堤	茨城町飯沼、馬渡、大戸、奥谷、小堤、 上飯沼、上石崎（県道長岡大洗線以南）、 神宿、木部、小鶴、駒場、駒渡、越安、 近藤、桜の郷、下飯沼、下土師、蕎麦原、 中央工業団地、常井、長岡、野曾、前田、 南川又、南栗崎、谷田部
	大洗地区交番	東茨城郡大洗町 磯浜町	大洗町磯浜町、磯道、大貫町、神山町、 五反田、桜道、東光台、成田町、港中央、 和銅
	赤塚駅前交番	水戸市河和田 一丁目	水戸市赤塚一丁目、赤塚二丁目、飯島 町、大塚町、金谷町、河和田一丁目か ら河和田三丁目まで、中丸町、姫子二 丁目
	石川町交番	水戸市石川三 丁目	水戸市石川町、石川一丁目から石川四 丁目まで、自由が丘、新原一丁目、新 原二丁目、田野町、西原一丁目から西 原三丁目まで、東赤塚、東原一丁目か ら東原三丁目ま で、姫子一丁目、堀町（市道常磐209 号以西）、松が丘一丁目、松が丘二丁目
	茨大前交番	水戸市袴塚三 丁目	水戸市曙町、愛宕町、上水戸一丁目か ら上水戸四丁目まで、末広町一丁目か ら末広町三丁目まで、ちとせ一丁目、 ちとせ二丁目、袴塚一丁目から袴塚三 丁目まで、八幡町、文京一丁目、文京 二丁目、堀町（市道常磐209号以東）、

		松本町、渡里町
内原交番	水戸市内原一丁目	水戸市赤尾関町、木葉下町、有賀町、牛伏町、内原一丁目、内原二丁目、内原町、大足町、小原町、加倉井町、黒磯町、鯉淵町、小林町、五平町、下野町、杉崎町、高田町、田島町、筑地町、中原町、開江町、全隈町、三野輪町、三湯町、谷津町
県庁前交番	水戸市笠原町	水戸市笠原町（国道50号以南）、小吹町、千波町（国道50号以南）、東野町、平須町、見川町（国道50号以南）、吉沢町、米沢町
酒門交番	水戸市酒門町	水戸市栗崎町、けやき台一丁目からけやき台三丁目まで、酒門町、住吉町、元石川町、元吉田町（国道50号以南）、谷田町、百合が丘町、六反田町
千波町交番	水戸市千波町	水戸市笠原町（国道50号以北）、千波町（払沢、福沢及び舟付を除く国道50号以北）、見川町（丹下を除く国道50号以北）
大工町交番	水戸市大工町 一丁目	水戸市泉町一丁目から泉町三丁目まで、金町一丁目から金町三丁目まで、五軒町一丁目から五軒町三丁目まで、栄町一丁目、栄町二丁目、新荘一丁目から新荘三丁目まで、大工町一丁目から大工町三丁目まで、天王町、常磐町、常磐町一丁目、常磐町二丁目、根本町、根本二丁目から根本四丁目まで、緑町一丁目から緑町三丁目まで、元山町一丁目、元山町二丁目
東台交番	水戸市東台一	水戸市坪大野、朝日町、瓦谷、紺屋町、

	丁目	渋井町、城東一丁目から城東五丁目まで、中大野、西大野、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田町、東大野、東桜川、東台一丁目、東台二丁目、藤柄町、本町一丁目から本町三丁目まで、柳町一丁目、柳町二丁目、吉田、吉沼町、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮町	
見川交番	水戸市見川五 丁目	水戸市萱場町、河和田町、見川一丁目から見川五丁目まで、見川町（丹下）、見和一丁目から見和三丁目まで	
水戸駅北口交 番	水戸市宮町一 丁目	水戸市青柳町、大町一丁目から大町三丁目まで、北見町、三の丸一丁目から三の丸三丁目まで、水府町、千波町（南台）、根本一丁目、梅香一丁目、梅香二丁目、備前町、南町一丁目から南町三丁目まで、宮町一丁目（常磐線以北）、宮町二丁目、宮町三丁目、柳河町	
水戸駅南口交 番	水戸市桜川一 丁目	水戸市柵町一丁目から柵町三丁目まで、桜川一丁目、桜川二丁目、城南一丁目から城南三丁目まで、白梅一丁目から白梅四丁目まで、千波町（払沢、福沢及び舟付）、中央一丁目、中央二丁目、宮内町、宮町一丁目（常磐線以南）、元台町、元吉田町（国道50号以北）	
笠間	城里地区交番	東茨城郡城里町 大字石塚	城里町石塚、勝見沢、上青山、上泉、上古内、小坂、下青山、下古内、那珂西、春園
	岩間駅前交番	笠間市下郷	笠間市安居、泉、泉市野谷入会地、市野谷、押辺、上郷、下郷、土師、福島、吉

			岡
	佐白交番	笠間市石井	笠間市赤坂、飯合、石井、石寺、稻田、大郷戸、大渕、笠間、片庭、金井、下市毛、寺崎、箱田、箱田大郷戸、箱田大郷戸片庭、日草場、日沢
	友部駅前交番	笠間市友部駅前	笠間市旭町、大古山、大田町、柏井、鯉淵、鴻巣、五平、下加賀田、住吉、平町、中央一丁目から中央四丁目まで、友部駅前、随分附、長兎路、長兎路仁古田入会地、仁古田、橋爪、東平一丁目から東平四丁目まで、南小泉、南友部、美原一丁目から美原四丁目まで、八雲一丁目、八雲二丁目、矢野下、湯崎
ひた ちな か	東海地区交番	那珂郡東海村舟 石川駅西一丁目	東海村石神内宿、石神外宿、大山台一丁目、大山台二丁目、亀下、白方、白方中央一丁目、白方中央二丁目、須和間、竹瓦、照沼、東海一丁目から東海三丁目まで、豊岡、豊白一丁目、舟石川、舟石川駅西一丁目から舟石川駅西四丁目まで、舟石川駅東一丁目から舟石川駅東四丁目まで、船場、村松、村松北一丁目、村松北二丁目
	市毛交番	ひたちなか市 大字市毛	ひたちなか市市毛、枝川、勝倉（常磐線以西）、勝田中原町、勝田本町、後台、武田（常磐線以西）、田彦、津田、津田東一丁目から津田東四丁目まで、堀口
	勝田駅前交番	ひたちなか市 勝田中央	ひたちなか市青葉町、石川町、大平一丁目から大平四丁目まで、表町、春日町、勝倉（常磐線以東）、勝田泉町、勝田中

			中央、金上、共栄町、小砂町一丁目、小砂町二丁目、西光地一丁目から西光地三丁目まで、笹野町一丁目から笹野町三丁目まで、外野一丁目、外野二丁目、大成町、武田（常磐線以東）、堂端一丁目、堂端二丁目、中根（六ツ野及び市道西中根田彦線以西）、長堀町一丁目から長堀町三丁目まで、西大島一丁目から西大島三丁目まで、はしかべ一丁目、はしかべ二丁目、東石川、東石川一丁目から東石川三丁目まで、東大島一丁目から東大島四丁目まで、松戸町一丁目から松戸町三丁目まで、元町
	佐和交番	ひたちなか市 大字高場	ひたちなか市稻田、稻田一丁目、稻田二丁目、小貫山一丁目、小貫山二丁目、高野、佐和、高場、高場一丁目から高場六丁目まで、足崎
	馬渡交番	ひたちなか市 大字馬渡	ひたちなか市後野一丁目、後野二丁目、上野二丁目、新光町、長砂、中根（六ツ野及び市道西中根田彦線以西を除く。）、前浜、馬渡
	那珂湊警察センター所在地	ひたちなか市田中後	ひたちなか市赤坂、浅井内、雨沢谷津、牛久保一丁目、牛久保二丁目、扇田谷津、和尚塚、海門町一丁目、海門町二丁目、鍛冶屋窪、烏ヶ台、北神敷台、国神前、小谷金、幸町、栄町一丁目、栄町二丁目、沢メキ、獅子前、四十発句、釧迎町、十三奉行、関戸、相金、相金町、館山、田中後、田宮原、鶴代、洞下町、道メキ、

			殿山町一丁目、殿山町二丁目、ナメシ、新堤、西赤坂、西十三奉行、八幡町、東本町、富士ノ上、富士ノ下、船窪、部田野、堀川、廻り目、美田多町、三反田、湊泉町、湊中央一丁目、湊中央二丁目、湊中原、湊本町、南神敷台、峰後、貉谷津、柳が丘、柳沢、山崎、山ノ上町、和田町一丁目から和田町三丁目まで
那珂	后台交番	那珂市后台	那珂市上河内、后台、菅谷、杉、竹ノ内一丁目から竹ノ内四丁目まで、津田、堤、豊喰、中台、西木倉、東木倉、福田、向山、横堀
大宮	東富町交番	常陸大宮市東富町	常陸大宮市石沢、泉、岩崎、姥賀町、宇留野、小倉、小野、小場、上岩瀬、上大賀、上町、上村田、北塩子、北町、小祝、工業団地、栄町、塩原、下岩瀬、下町、下村田、鷹巣、高渡町、田子内町、辰ノ口、照田（917番地から1490番地まで）、東野、富岡、中富町、西塩子、根本、野中町、東富町、南町、宮の郷、三美、八田、抽ヶ台町、若林
太田	太田駅間交番	常陸太田市山下町	常陸太田市新宿町、栗原町、磯部町、稻木町、内田町、内堀町、岡田町、小沢町、落合町、小目町、堅磐町、金井町、上大門町、上河合町、上土木内町、木崎一町、木崎二町、寿町、栄町、里野宮町、沢目町、三才町、島町、下大門町、下河合町、常福地町、白羽町、瑞龍町、高貫町、田渡町、茅根町、天神林町、中城町、西一

			町、西二町、西三町、西宮町、長谷町、幡町、塙町、馬場町、春友町、東一町、東二町、東三町、藤田町、増井町、宮本町、谷河原町、山下町
大子	大子警察署所在 地	久慈郡大子町大字池田	大子町浅川、池田、上岡、大子、山田
日立	鮎川町交番	日立市鮎川町四丁目	日立市鮎川町一丁目から鮎川町六丁目まで、国分町一丁目から国分町三丁目まで、中成沢町三丁目、中成沢町四丁目、成沢町、西成沢町二丁目から西成沢町四丁目まで、東成沢町一丁目から東成沢町三丁目まで
	うさぎ平交番	日立市会瀬町四丁目	日立市会瀬町一丁目から会瀬町四丁目まで、城南町一丁目から城南町五丁目まで、助川町、助川町一丁目から助川町五丁目まで、高鈴町一丁目から高鈴町五丁目まで、中成沢町一丁目、中成沢町二丁目、西成沢町一丁目
	大みか交番	日立市大みか町二丁目	日立市石名坂町、石名坂町一丁目、石名坂町二丁目、大沼町、大沼町一丁目から大沼町四丁目まで、大みか町一丁目から大みか町七丁目まで、台原町一丁目から台原町三丁目まで、東大沼町一丁目から東大沼町四丁目まで、みかの原町一丁目、みかの原町二丁目、水木町一丁目、水木町二丁目、南高野町三丁目、森山町、森山町一丁目から森山町五丁目まで
	久慈交番	日立市久慈町一丁目	日立市大和田町、大和田町一丁目、神田町、久慈町一丁目から久慈町七丁目まで、

		下土木内町、留町、みなと町、南高野町 一丁目、南高野町二丁目、茂宮町
十王駅前交番	日立市十王町友 部東一丁目	日立市砂沢町、折笠町、折笠町一丁目、 川尻町、川尻町一丁目から川尻町七丁目 まで、十王町伊師、十王町伊師本郷、十 王町城の丘一丁目から十王町城の丘五丁 目まで、十王町友部、十王町友部東一丁 目から十王町友部東四丁目まで、十王町 山部
多賀駅前交番	日立市 多賀町 一丁目	日立市大久保町、大久保町一丁目から大 久保町五丁目まで、金沢町、金沢町一丁 目から金沢町七丁目まで、河原子町一丁 目から河原子町四丁目まで、桜川町一丁 目から桜川町四丁目まで、末広町一丁目 から末広町五丁目まで、諏訪町、諏訪町 一丁目から諏訪町六丁目まで、千石町一 丁目から千石町四丁目まで、多賀町一丁 目から多賀町五丁目まで、中丸町一丁目、 中丸町二丁目、塙山町一丁目、塙山町二 丁目、東金沢町一丁目から東金沢町五丁 目まで、東多賀町一丁目から東多賀町五 丁目まで
日高交番	日立市 日高町 三丁目	日立市相田町一丁目から相田町三丁目ま で、小木津町、小木津町一丁目から小木 津町五丁目まで、かみあい町一丁目から かみあい町三丁目まで、田尻町、田尻町 一丁目から田尻町七丁目まで、日高町一 丁目から日高町五丁目まで
日立駅前交番	日立市 平和町	日立市相賀町、旭町一丁目から旭町三丁

		一丁目	目まで、鹿島町一丁目から鹿島町三丁目まで、神峰町一丁目から神峰町四丁目まで、幸町一丁目から幸町三丁目まで、白銀町一丁目から白銀町三丁目まで、滑川町、滑川町一丁目から滑川町三丁目まで、滑川本町一丁目から滑川本町五丁目まで、東町一丁目から東町四丁目まで、東滑川町一丁目から東滑川町五丁目まで、平和町一丁目、平和町二丁目、弁天町一丁目から弁天町三丁目まで、宮田町、宮田町一丁目から宮田町五丁目まで、本宮町一丁目から本宮町五丁目まで、本宮町二丁目、本宮町四丁目、本宮町五丁目、若葉町一丁目から若葉町三丁目まで
高萩	大津地区交番	北茨城市大津町北町	北茨城市大津町、大津町五浦一丁目から大津町五浦三丁目まで、大津町北町、大津町北町一丁目から大津町北町四丁目まで、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町里根川、関南町関本下、関南町仁井田、関本町関本上、関本町関本中、関本町八反、関本町福田、関本町富士ヶ丘、平潟町
	高萩駅前交番	高萩市大字高萩	高萩市赤浜、安良川、有明町一丁目から有明町三丁目まで、石滝、春日町一丁目から春日町三丁目まで、島名（向洋を除く。）、下手綱、高戸、高萩（北方を除く。）、高浜町一丁目から高浜町三丁目まで、東本町一丁目から東本町四丁目まで、肥前町一丁目、肥前町二丁目、本町

			一丁目から本町四丁目まで、大和町一丁目から大和町四丁目まで
	磯原駅前交番	北茨城市磯原町 磯原一丁目	北茨城市磯原町磯原、磯原町磯原一丁目から磯原町磯原六丁目まで、磯原町内野、磯原町大塚、磯原町木皿、磯原町豊田、磯原町豊田一丁目、磯原町豊田二丁目、磯原町本町一丁目から磯原町本町四丁目まで、中郷町足洗、中郷町栗野、中郷町石岡、中郷町小野矢指、中郷町上桜井、中郷町汐見ヶ丘一丁目から中郷町汐見ヶ丘十丁目まで、中郷町下桜井、中郷町日棚、中郷町松井
鉢田	鉢田警察署所在 地	鉢田市鉢田	鉢田市青柳、安房、飯名、烟田（玄生及び小高根を除く。）、借宿、串挽、新鉢田一丁目、新鉢田二丁目、新鉢田西一丁目、新鉢田西二丁目、高田、塔ヶ崎、当間、野友、半原、鉢田、安塚（青山を除く。）
鹿嶋	宮中交番	鹿嶋市宮中三 丁目	鹿嶋市栗生、明石、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、泉州、大船津、下津、神野一丁目から神野四丁目まで、木滝、木滝佐田下塙谷原入会、木滝佐田谷原入会、宮中、宮中一丁目から宮中八丁目まで、国末、厨一丁目から厨五丁目まで、小宮作、佐田、猿田、清水、下塙、城山一丁目、城山二丁目、城山四丁目、神向寺、新浜、須賀、高天原一丁目、高天原二丁目、田野辺、田谷、田谷沼、爪木、長栖、沼尾、根三田、鉢形、鉢形台一丁目から鉢形台

			三丁目まで、光、平井、平井東一丁目から平井東四丁目まで、平井南、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで、港ヶ丘、港ヶ丘一丁目、港ヶ丘二丁目、宮下一丁目から宮下五丁目まで、宮津台、山之上、谷原、鰐川
神栖	土合地区交番	神栖市土合本町二丁目	神栖市太田、太田新町一丁目から太田新町五丁目まで、須田、砂山、土合北一丁目、土合北二丁目、土合中央一丁目から土合中央三丁目まで、土合西一丁目から土合西四丁目まで、土合東一丁目、土合東二丁目、土合本町一丁目から土合本町五丁目まで、土合南一丁目から土合南三丁目まで、矢田部、柳川、柳川中央一丁目、柳川中央二丁目、若松中央一丁目から若松中央五丁目まで
	神之池交番	神栖市木崎	神栖市息栖、居切、石神、大野原一丁目から大野原八丁目まで、大野原中央一丁目から大野原中央六丁目まで、奥野谷(奥野谷浜を除く。)、神栖一丁目から神栖四丁目まで、賀、木崎、下幡木、芝崎、田畠、高浜、筒井、萩原、光、東深芝、平泉、平泉東一丁目から平泉東三丁目まで、深芝(海辺、原芝及び藤豊を除く。)、深芝南一丁目から深芝南五丁目まで、堀割一丁目から堀割三丁目まで、溝口、鰐川
	知手浜交番	神栖市知手中	神栖市奥野谷(奥野谷浜)、北浜、知手、

	央三丁目	知手中央一丁目から知手中央十丁目まで、東和田、日川、深芝（海辺、原芝及び藤豊）、南浜、横瀬
	波崎交番	神栖市波崎
	水上警備派出所	神栖市東深芝
行方	潮来地区交番	潮来市潮来
		潮来市あやめ一丁目、あやめ二丁目、潮来、大洲、大塚野一丁目、大塚野二丁目、大山、川尾、小泉、小泉南、須賀、須賀南、辻、徳島、延方、日の出一丁目から日の出八丁目まで、福島、古高、曲松、曲松南、米島
	行方警察署所在地	行方市麻生
竜ヶ崎	竜ヶ崎市駅前交番	竜ヶ崎市佐貫一丁目
		竜ヶ崎市入地町、大留町、門倉新田町、川崎町、川原代町、北方町、小柴一丁目から小柴五丁目まで、小通幸谷町、佐貫一丁目から佐貫四丁目まで、佐貫町、庄兵衛新田町、須藤堀町、高須町、豊田町、長沖新田町、長沖町、長山一丁目から長山八丁目まで、馴柴町、羽黒町、稗柄町、平台一丁目から平台五丁目まで、松葉一丁目から松葉六丁目まで、南が丘一丁目から南が丘六丁目まで、南中島町、若柴町
	たつのこ交番	竜ヶ崎市中里二丁目
		竜ヶ崎市泉町、板橋町、薄倉町、大塚町、貝原塚町、久保台一丁目から久保台四丁目まで、高作町、向陽台一丁目から向陽台五丁目まで、白羽一丁目から白羽四丁目まで、中里一丁目から中里三丁目まで、

			中根台一丁目から中根台五丁目まで、長峰町、塗戸町、羽原町、半田町、藤ヶ丘一丁目から藤ヶ丘七丁目まで、別所町、城ノ内一丁目から城ノ内五丁目まで、松ヶ丘一丁目から松ヶ丘四丁目まで、八代町
	竜ヶ崎警察署所 在地	竜ヶ崎市	竜ヶ崎市 1番地から9766番地まで、愛戸町、上大德新町、佐沼町、大徳町、出し山町、馴馬町、野原町、姫宮町、緑町、宮渕町
牛久	阿見地区交番	稲敷郡阿見町大字阿見	阿見町青宿、曙、阿見、飯倉、石川、大形、大室、岡崎一丁目から岡崎三丁目まで、追原、掛馬、香澄の里、上長、君島、小池、実穀、島津、上条、鈴木、竹来、中央一丁目から中央八丁目まで、中郷二丁目、中郷三丁目、南平台一丁目から南平台三丁目まで、西郷三丁目、廻戸、塙、福田、舟子、星の里、吉原、よしわら一丁目からよしわら六丁目まで、若栗
	牛久駅前交番	牛久市牛久町	牛久市牛久町、刈谷町一丁目から刈谷町五丁目まで、城中町、庄兵衛新田町、新地町、田宮町、田宮町篠塚番外、田宮二丁目、田宮三丁目、遠山町、南一丁目から南七丁目まで
	栄町交番	牛久市栄町四丁目	牛久市岡見町、小坂町、女化町、柏田町（常磐線以東）、上太田町、上柏田一丁目から上柏田四丁目まで、神谷一丁目から神谷六丁目まで、結束町、栄町一丁目から栄町六丁目まで、さくら台一丁目か

			らさくら台四丁目まで、中央一丁目から 中央五丁目まで、福田町
	ひたち野交番	牛久市ひたち 野東一丁目	牛久市柏田町（常磐線以西）、猪子町、 下根町、中根町、東大和田町、東瑞穂 町、ひたち野西一丁目からひたち野西 四丁目まで、ひたち野東一丁目からひ たち野東五丁目まで  阿見町荒川沖、荒川本郷、うずら野一 丁目からうずら野四丁目まで、住吉一 丁目、住吉二丁目、本郷一丁目から本 郷三丁目まで
稻敷	稻敷警察署所在 地	稻敷市高田	稻敷市荒沼、江戸崎（小角を除く。）、 蒲ヶ山、上君山、桑山、小羽賀、駒塚、 椎塚、下君山、月出里（花指を除く。）、 高田、時崎、沼田、羽賀、羽賀沼、松山、 南ヶ丘、村田
土浦	荒川沖地区交番	土浦市荒川沖西 二丁目	土浦市荒川沖、荒川沖西一丁目、荒川沖 西二丁目、荒川沖東一丁目から荒川沖東 三丁目まで、荒川本郷、大岩田、沖新田、 乙戸、乙戸南一丁目から乙戸南三丁目ま で、小山田一丁目、小山田二丁目、卸町 一丁目、卸町二丁目、霞ヶ岡町、烏山一 丁目から烏山五丁目まで、北荒川沖町、 小岩田、小岩田西一丁目、小岩田西二丁 目、小岩田東一丁目、小岩田東二丁目、 桜ヶ丘町、中、中荒川沖町、中村西根、 中村東一丁目から中村東三丁目まで、中 村南一丁目から中村南六丁目まで、西根 西一丁目、西根南一丁目から西根南三丁

		目まで、摩利山新田、右糸
神立交番	土浦市神立中央三丁目	土浦市おおつ野一丁目からおおつ野八丁目まで、沖宿町、神立町、神立中央一丁目から神立中央五丁目まで、神立東一丁目、神立東二丁目、北神立町、白鳥町、菅谷町、田村町、手野町、中神立町 かすみがうら市稻吉一丁目から稻吉五丁目まで、稻吉東一丁目から稻吉東六丁目まで、稻吉南一丁目から稻吉南三丁目まで、下稻吉（逆西）
土浦駅前交番	土浦市大和町	土浦市有明町、川口一丁目、川口二丁目、小松、小松一丁目から小松三丁目まで、小松ヶ丘町、桜町一丁目から桜町四丁目まで、滝田一丁目、滝田二丁目、千鳥ヶ丘町、東崎町、蓮河原新町、蓮河原町、富士崎一丁目、富士崎二丁目、港町一丁目から港町三丁目まで、大和町
新治都和交番	土浦市並木五丁目	土浦市粟野町、板谷一丁目から板谷七丁目まで、今泉、大志戸、大畑、小高、小野、笠師町、上坂田、小山崎、沢辺、下大島、下坂田、高岡、田土部、田宮、都和一丁目から都和四丁目まで、東城寺、永井、中都町一丁目から中都町四丁目まで、中貫、並木一丁目から並木五丁目まで、西並木町、東中貫町、東並木町、常名、藤沢、藤沢新田、本郷、紫ヶ丘
文京町交番	土浦市文京町	土浦市天川一丁目、天川二丁目、飯田、生田町、大手町、大町、粕毛、上高津、上高津新町、国分町、佐野子、宍塙、下

			高津一丁目から下高津四丁目まで、千束町、田中一丁目から田中三丁目まで、田中町、中央一丁目、永国、永国台、永国東町、中高津、中高津一丁目から中高津三丁目まで、文京町、虫掛、矢作
	真鍋町交番	土浦市真鍋三丁目	土浦市、木田余、木田余西台、木田余東台一丁目から木田余東台五丁目まで、湖北一丁目、湖北二丁目、城北町、立田町、中央二丁目、殿里、西真鍋町、東都和、東真鍋町、東若松町、真鍋、真鍋一丁目から真鍋六丁目まで、真鍋新町、若松町
石岡	八郷地区交番	石岡市柿岡	石岡市青田、朝日、芦穂中部、宇治会（開拓、村子及び弓張）、浦須、上曾、小倉、小野越、小幡、小山田、柿岡、片岡、片野、金指、上青柳、上林、加生野、嘉良寿理、川又、鯨岡、小屋、柴内、下青柳、下林、菖蒲沢、須釜、月岡、辻、根小屋、半田、仏生寺、細谷、弓弦、吉生、龍明
	小川地区交番	小美玉市小川	小美玉市飯前、小川、上合、上吉影、川戸、倉数、小塙、佐才、下馬場、下吉影、世楽、外之内、中延、野田、幡谷、百里、宮田、山野、与沢
	美野里地区交番	小美玉市張星	小美玉市江戸、大笹、大谷、小曾納、堅倉、上馬場、小岩戸、西郷地、三箇、柴高、高田、竹原、竹原下郷、竹原中郷、鶴田、手堤、寺崎、中台、中野谷、納場、羽刈、橋場美、羽鳥、花野井、張星、部室、先後
	石岡駅前交番	石岡市国府一	石岡市荒金、池の台、石岡（7000番台）、

	丁目	泉町、大砂、貝地一丁目、貝地二丁目、柏原、柏原町、鹿の子一丁目から鹿の子四丁目まで、北府中一丁目から北府中三丁目まで、碁石沢、国府一丁目から国府七丁目まで、栄松、正上内、杉並一丁目から杉並四丁目まで、杉の井、総社一丁目、総社二丁目、染谷、田島一丁目、田島二丁目、並木、行里川、根当、茨城一丁目から茨城三丁目まで、半ノ木、府中一丁目から府中五丁目まで、村上、谷向町、若松一丁目から若松三丁目まで、若宮一丁目から若宮四丁目まで	
	東光台交番	石岡市東大橋	石岡市旭台一丁目から旭台三丁目まで、石岡（7000番台を除く。）、石岡一丁目、石岡二丁目、大谷津、小井戸、東光台一丁目から東光台五丁目まで、八軒台、東石岡一丁目から東石岡五丁目まで、東大橋、東府中、南台一丁目から南台四丁目まで
	茨城空港警備派出所	小美玉市与沢	
つくば	谷田部地区交番	つくば市谷田部	つくば市飯田、今泉、片田、上萱丸、上横場、観音台一丁目から観音台三丁目まで、高野台一丁目、小白畠、境田、境松、下萱丸、台町一丁目から台町三丁目まで、鷹野原、中野、西栗山、根崎、花島新田、羽成、東丸山、古館、緑が丘、みどりの一丁目、みどりの二丁目、みどりの中央、みどりの東、みどりの南、谷田部

赤塚交番	つくば市東二 丁目	つくば市赤塚、新牧田、市之台、稻岡、 稻荷前、梅園二丁目、榎戸、小野川、梶 内、北中島、北中妻、高野台二丁目、高 野台三丁目、大角豆（2011番地台及び20 12番地台）、下原、下横場、館野、中内、 長峰、東二丁目、藤本、南中妻
茎崎交番	つくば市小茎	つくば市あしひ野、天宝喜、池の台、池 向、稻荷川、稻荷原、梅ヶ丘、大井、大 舟戸、小茎、上岩崎、九万坪、茎崎、駒 込、小山、桜が丘、下岩崎、自由ヶ丘、 城山、菅間、高崎、高見原一丁目から高 見原五丁目まで、泊崎、中山、西大井、 西の沢、八崎、樋の沢、富士見台、房内、 宝陽台、細見、牧園、松の里、明神、森 の里、六斗、若栗、若葉
研究学園交番	つくば市研究 学園一丁目	つくば市学園の森一丁目から学園の森三 丁目まで、学園南一丁目から学園南三丁 目まで、葛城根崎、苅間、北郷、研究学 園一丁目から研究学園七丁目まで、下平 塚、西大橋、西原、西平塚、原、東平塚
つくば駅前交 番	つくば市吾妻 二丁目	つくば市吾妻一丁目から吾妻四丁目ま で、天久保一丁目から天久保四丁目まで、 岡村新田、春日一丁目から春日四丁目ま で、妻木、竹園一丁目から竹園三丁目ま で、天王台一丁目から天王台三丁目まで、 花園、花室、東岡
筑穂交番	つくば市筑穂一 丁目	つくば市大曾根、大穂、長高野、鹿島台、 要、北原、佐、篠崎、立原、玉取、筑穂 一丁目から筑穂三丁目まで、西沢、蓮沼、

			花畠一丁目から花畠三丁目まで、本沢、前野、南原、若森
	並木交番	つくば市並木四丁目	つくば市上ノ室、梅園一丁目、上広岡、吉瀬、倉掛、大角豆（2011番地台及び2012番地台を除く。）、下広岡、千現一丁目、千現二丁目、並木一丁目から並木四丁目まで、東一丁目
	松代交番	つくば市松代四丁目	つくば市新井、大白砦、大わし、小野崎、上原、西郷、島、平、手代木、西大沼、西岡、二の宮一丁目から二の宮四丁目まで、八幡台、東新井、松代一丁目から松代五丁目まで、松野木、柳橋、山中
	つくば北警察センター所在地	つくば市北条	つくば市池田、泉、磯部、漆所、大貫、小沢、上沢、上菅間（上宿）、君島、小泉、高野原本新田、杉木、田中、田水山、中菅間、平沢、北条（北条新田を除く。）、洞下、水守、山木、山口、和台、和台原
筑西	明野交番	筑西市倉持	筑西市赤浜、新井新田、有田、内淀、海老江、海老ヶ島、大林、押尾、上西郷谷、倉持、鷺島、山王堂、下川中子、高津、竹垣、田宿、築地、寺上野、中上野、中根、鍋山、成井、猫島、東石田、東保末、福岡新田、古内、松原、宮後、宮山、向上野、村田、谷原、吉田
	下館駅前交番	筑西市丙	筑西市旭ヶ丘、飯田、石原田、市野辺、一本松、稻野辺、大塚、岡芹、岡芹一丁目、岡芹二丁目、乙、小林、嘉家佐和、金丸、上川中子、川澄、川連、甲、島、

			下岡崎、下岡崎一丁目から下岡崎三丁目まで、下中山、菅谷、塚原、徳持、外塚、直井、中館、成田、二木成、西石田、西谷貝、西榎生、野田、八丁台、東榎生、深見、丙、みどり町一丁目、みどり町二丁目、茂田、谷中、横島、榎生一丁目、蕨
	玉戸交番	筑西市玉戸	筑西市飯島、伊讚美、伊佐山、大谷、小川、女方、上平塚、神分、栗島、子思儀、小塙、五所宮、幸町一丁目から幸町三丁目まで、笛塚、下江連、下川島、下野殿、下平塚、掉ヶ島、玉戸、西大島、西方、西山田、布川、野殿、灰塚、森添島、山崎
下妻	八千代地区交番	結城郡八千代町 大字菅谷	八千代町芦ヶ谷、芦ヶ谷新田、新井、栗野、磯、今里、大里、太田、大戸新田、大間木、大渡戸、尾崎、貝谷、粕礼、片角、苅橋、川尻、久下田、栗山、小屋、佐野、塩本、下山川、新地、新地新田、菅谷、瀬戸井、高崎、坪井、中野、成田、仁江戸、西大山、沼森、野爪、八町、東大山、東原、東露田、兵庫、平塚、露田、福岡、袋、本郷、松本、水口、村貫、若
	下妻警察署所在地	下妻市下妻丙	下妻市石の宮、今泉、大木新田、大串、小島、小野子町一丁目、小野子町二丁目、数須、加養、北大宝、坂井、坂本新田、砂沼新田、下宮、下木戸、下田、下妻乙、下妻甲、下妻丁、下妻丙、下妻戊、神明、大宝、田町一丁目、田町二丁目、筑波島、

			中居指、中郷、長塚、新堀、二本紀、平川戸、平沼、福田、袋畠、古沢（国道294号バイパス以西）、堀篭、本宿町一丁目、本宿町二丁目、本城町一丁目から本城町三丁目まで、横根、若柳、若柳乙、若柳甲、若柳丙
桜川	岩瀬交番	桜川市鍬田	桜川市青柳、明日香一丁目から明日香四丁目まで、飯渕、犬田、岩瀬（大岡を除く。）、上野原地新田、大泉、長方、上城、久原、鍬田、御領一丁目から御領三丁目まで、下泉、堤上、富岡、友部（東友部を除く。）、中泉、西飯岡、西桜川一丁目から西桜川三丁目まで、東桜川一丁目から東桜川三丁目まで、富士見台一丁目から富士見台四丁目まで、本郷、水戸
	桜川警察署所在地	桜川市真壁町塙世	桜川市真壁町飯塙、真壁町伊佐々、真壁町大塙新田、真壁町上小幡、真壁町上谷貝、真壁町亀熊、真壁町源法寺、真壁町桜井、真壁町下小幡、真壁町下谷貝、真壁町白井、真壁町田、真壁町長岡、真壁町塙世、真壁町原方、真壁町東矢貝、真壁町古城、真壁町細芝、真壁町真壁、真壁町山尾
結城	大町交番	結城市大字結城	結城市大橋町、大谷瀬、小田林、川木谷一丁目、川木谷二丁目、国府町一丁目、五助、下り松三丁目、下り松四丁目、下り松六丁目、城南町一丁目、新福寺一丁目から新福寺六丁目まで、中央町一丁目、

			中央町二丁目、富士見町三丁目、富士見町四丁目、みどり町一丁目、みどり町二丁目、結城、結城作
常総	石下地区交番	常総市本石下	常総市小保川、新石下、収納谷、大房、館方、豊田、東野原、原宿、平内、本石下、本豊田、曲田、山口、若宮戸
	伊奈地区交番	つくばみらい市福原	つくばみらい市青木、青古新田、足高、新戸、板橋、伊丹、市野深、伊奈東、弥柳、大和田、小島新田、小張（伊奈・谷和原丘陵部を除く。）、神住新田、上島、上平柳、神生、山王新田、山谷、下島、下平柳、重右衛門新田、城中、善助新田、高岡、戸崎、戸茂、中島、長渡呂、長渡呂新田、中平柳、野堀、東栗山、奉社、福田、福原、豊体、武兵衛新田、狸穴、南太田、狸渕、谷井田、谷口
	みらい平駅前交番	つくばみらい市陽光台一丁目	つくばみらい市押砂、鬼長、加藤、上小目、上長沼、川崎、北袋、北山、坂野新田、紫峰ヶ丘一丁目から紫峰ヶ丘五丁目まで、下小目、下長沼、十和、台、田村、樺木、中原、成瀬、仁左衛門新田、西檜戸、西丸山、日川、東檜戸、東檜戸西檜戸入会地、福岡、福岡工業団地、福岡台入会地、富士見ヶ丘一丁目から富士見ヶ丘四丁目まで、古川、真木、南、箕輪、宮戸、陽光台一丁目から陽光台四丁目まで
	常総警察署所在 地	常総市水海道高野町	常総市相野谷町、新井木町、小山戸町、長助町、中山町、兵町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄

			町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道森下町、水海道元町、水海道山田町
古河	鴻巣交番	古河市鴻巣	古河市新久田、けやき平一丁目、けやき平二丁目、鴻巣、幸町、駒ヶ崎、坂間、三和、立崎、茶屋新田、鳥喰、中田新田、原、原町、長谷、長谷町、牧野地
	古河駅前交番	古河市本町一丁目	古河市大手町、北町、桜町、静町、中央町一丁目から中央町三丁目まで、常盤町、西町、錦町、東二丁目、平和町、本町一丁目から本町四丁目まで、松並一丁目、松並二丁目、宮前町、横山町一丁目から横山町三丁目まで
	駒羽根交番	古河市駒羽根	古河市砂井新田、磯部、稻宮、大堤、丘里、北利根、女沼、葛生、上砂井、久能、高野、駒羽根、下大野、下辺見、釈迦、関戸、西牛谷、東牛谷、前林、水海、柳橋
	三和交番	古河市仁連	古河市江口、大和田、尾崎、恩名、上片田、上和田、北間中橋、北山田、五部、駒込、下片田、新和田、長左エ門新田、名崎、西間中橋、仁連、東間中橋、東諸川、東山田、南間中橋、諸川、谷貝、山田
	下山交番	古河市東三丁目	古河市旭町一丁目、旭町二丁目、上辺見、古河、下山町、東一丁目、東三丁目、東四丁目、東本町一丁目から東本町四丁目

			まで、三杉町一丁目、三杉町二丁目、緑町、南町、雷電町
境	岩井地区交番	坂東市岩井	坂東市岩井、小山、上出島、借宿、木間ヶ瀬、桐木、鶴戸、幸神平、幸田（籠場、新田台及び中山を除く。）、古布内、駒躑、下出島、寺久、富田、長須、長谷、半谷、辺田、みどり町、緑の里、みむら、蓮打
	境警察署所在地	猿島郡境町大字長井戸	境町1番地から3984番地まで、稻尾、内門、浦向、金岡、上小橋、栗山、猿山、志鳥、下砂井、下小橋、蛇池、染谷、塚崎、長井戸、西泉田、みらい平一丁目、みらい平二丁目、山崎、陽光台一丁目、陽光台二丁目、横塚、大歩
取手	守谷地区交番	守谷市中央一丁目	守谷市赤法花、大柏、中央一丁目から中央四丁目まで、同地、野木崎、ひがし野一丁目からひがし野四丁目まで、本町、松ヶ丘一丁目から松ヶ丘七丁目まで、松並、松並青葉一丁目から松並青葉四丁目まで、百合ヶ丘一丁目から百合ヶ丘三丁目まで
	利根地区交番	北相馬郡利根町大字中田切	利根町奥山、押付新田、押戸、加納新田、上曾根、四季の丘一丁目、四季の丘二丁目、下井、下曾根、惣新田、大平、大房、立木、立崎、中田切、中谷、八幡台、羽中、羽根野、早尾、東奥山新田、布川、福木、もえぎ野台一丁目からもえぎ野台五丁目まで、横須賀
	戸頭交番	取手市戸頭四	取手市市之代、貝塚、上高井、米ノ井、

	丁目	下高井、新取手一丁目から新取手五丁目まで、戸頭、戸頭一丁目から戸頭九丁目まで、野々井、ゆめみ野一丁目からゆめみ野五丁目まで
取手駅前交番	取手市中央町	取手市青柳、青柳一丁目、井野、井野一丁目から井野三丁目まで、井野団地、小堀、台宿、台宿一丁目、台宿二丁目、中央町、取手（国道6号以西を除く。）、取手一丁目から取手三丁目まで、東一丁目から東六丁目まで、吉田
白山交番	取手市白山一丁目	取手市稲、井野台一丁目から井野台五丁目まで、桑原、駒場一丁目から駒場四丁目まで、新町一丁目から新町六丁目まで、寺田、取手（国道6号以西）、中原町、西一丁目、西二丁目、白山一丁目から白山八丁目まで、本郷一丁目から本郷五丁目まで
藤代交番	取手市藤代	取手市大留、岡、押切、神住、片町、神浦、柵木、毛有、小泉、光風台一丁目から光風台三丁目まで、小浮氣、桜が丘一丁目から桜が丘四丁目まで、山王、渋沼、清水、高須、中内、中田、配松、平野、藤代、藤代南一丁目から藤代南三丁目まで、宮和田、谷中、米田、和田
久保ヶ丘交番	守谷市久保ヶ丘一丁目	守谷市板戸井、大木、大山新田、久保ヶ丘一丁目から久保ヶ丘四丁目まで、御所ヶ丘一丁目から御所ヶ丘五丁目まで、立沢、松前台一丁目から松前台七丁目まで、緑一丁目、緑二丁目、薬師台一丁目から

		薬師台七丁目まで
南守谷交番	守谷市けやき 台二丁目	守谷市乙子、けやき台一丁目からけやき 台六丁目まで、高野、小山、鈴塚、みず き野一丁目からみずき野八丁目まで、美 園一丁目から美園五丁目まで

別表第2（第3条関係）

駐在所の名称、位置及び所管区

署名	名称	位置	所管区
水戸	飯富駐在所	水戸市飯富町	水戸市飯富町、岩根町、藤井町、藤が原一丁目から藤が原三丁目まで、成沢町
	大串駐在所	水戸市大串町	水戸市秋成町、大串町、大場町、川又町、小泉町、塩崎町、島田町、下入野町、下大野町、東前町、東前二丁目、東前三丁目、平戸町、森戸町
	国井駐在所	水戸市下国井町	水戸市上河内町、上国井町、下国井町、田谷町、中河内町
	双葉台駐在所	水戸市双葉台四丁目	水戸市双葉台一丁目から双葉台五丁目まで
	秋葉駐在所	東茨城郡茨城町大字秋葉	茨城町秋葉、神谷、鳥羽田、生井沢、南島田
	石崎駐在所	東茨城郡茨城町大字中石崎	茨城町上石崎（県道長岡大洗線以北）、下石崎、中石崎、若宮
	小幡駐在所	東茨城郡茨城町大字小幡	茨城町小幡、上雨ヶ谷、下座、下雨ヶ谷
笠間	城之内駐在所	東茨城郡茨城町大字城之内	茨城町網掛、海老沢、城之内、宮ヶ崎
	大橋駐在所	笠間市大橋	笠間市飯田、池野辺、大橋、福田
	大原駐在所	笠間市小原	笠間市小原、上市原、下市原、中市原
	北吉原駐在所	笠間市南吉原	笠間市上加賀田、北吉原、来栖、手越、南吉原、本戸
	福原駐在所	笠間市福原	笠間市福原
	入野駐在所	東茨城郡城里町大字上入野	城里町磯野、上入野、増井
桂駐在所	東茨城郡城里町	城里町栗、阿波山、岩船、上坪、上阿野	

	大字阿波山	沢、北方、御前山、下坪、下阿野沢、錫 高野、高久、高根、高根台、孫根	
	七会駐在所	東茨城郡城里 町大字小勝	城里町大網、小勝、上赤沢、真端、塩子、 下赤沢、徳藏
ひたちなか	阿字ヶ浦駐在所	ひたちなか市 阿字ヶ浦町	ひたちなか市阿字ヶ浦町
	磯崎駐在所	ひたちなか市 磯崎町	ひたちなか市磯崎町
	平磯駐在所	ひたちなか市 平磯遠原町	ひたちなか市平磯町、平磯遠原町
那珂	飯田駐在所	那珂市飯田	那珂市飯田、鹿島（谷津川以南）、門部、 北酒出、鴻巣、戸崎、南酒出
	瓜連駐在所	那珂市古徳	那珂市瓜連、鹿島（谷津川以北）、古徳、 静、下大賀、中里、平野
	戸駐在所	那珂市戸	那珂市大内、上国井、下江戸、田崎、戸
	額田駐在所	那珂市額田南 郷	那珂市額田北郷、額田東郷、額田南郷、 本米崎
大宮	小瀬駐在所	常陸大宮市上 小瀬	常陸大宮市入本郷、大岩、小瀬沢、小玉、 上小瀬、国長、小舟、下小瀬、千田、那 賀、松之草、油河内、吉丸
	高部駐在所	常陸大宮市高 部	常陸大宮市小田野、上檜沢、下檜沢、高 部、鶩子、氷之沢
	野口駐在所	常陸大宮市野 口	常陸大宮市秋田、門井、金井、上伊勢畑、 下伊勢畑、中居、長倉、野口、野口平、 野田、檜山
	諸沢駐在所	常陸大宮市諸 沢	常陸大宮市北富田、照山、西野内、諸沢
	山方駐在所	常陸大宮市山	常陸大宮市長田、小貫、久隆、照田（917

		方	番地から1490番地までを除く。)、長沢、野上、舟生、盛金、山方、家和楽
太田	金砂郷駐在所	常陸太田市大里町	常陸太田市芦間町、新地町、岩手町、大方町、大里町、大平町、小島町、藪谷町、久米町、下利員町、千寿町、高柿町、竹合町、玉造町、中利員町、中野町、花房町、松栄町
	上深荻駐在所	常陸太田市上深荻町	常陸太田市大菅町、大中町(外の内、根岸、里平及び古輪)、折橋町、上深荻町、小菅町
	天下野駐在所	常陸太田市天下野町	常陸太田市上高倉町、天下野町(1区及び2区を除く。)、下高倉町
	小中駐在所	常陸太田市小中町	常陸太田市大中町(外の内、根岸、里平及び古輪を除く。)、小妻町、小中町、里川町、徳田町
	下宮河内駐在所	常陸太田市下宮河内町	常陸太田市赤土町、上利員町、上宮河内町、下宮河内町、箕町、宮の郷町
	水府駐在所	常陸太田市国安町	常陸太田市河内西町、国安町、天下野町(1区及び2区)、棚谷町、東連地町、中染町、西染町、東染町、町田町、松平町、和久町、和田町
	町屋駐在所	常陸太田市町屋町	常陸太田市西河内上町、西河内下町、西河内中町、町屋町
	真弓駐在所	常陸太田市真弓町	常陸太田市大森町、亀作町、真弓町
大子	小生瀬駐在所	久慈郡大子町 大字小生瀬	大子町内大野、大生瀬、小生瀬、外大野、高柴
	頃藤駐在所	久慈郡大子町 大字頃藤	大子町大沢、北富田、頃藤、西金、柄原、盛金

	左貫駐在所 大字左貫	久慈郡大子町 大子町左貫、初原、横野地
	下野宮駐在所 大字下野宮	久慈郡大子町 大子町川山、下野宮、高田、冥賀、矢田
	袋田駐在所 大字袋田	久慈郡大子町 大子町北田氣、久野瀬、下津原、南田氣、 袋田
	町付駐在所 大字町付	久慈郡大子町 大子町上郷、上野宮、北吉沢、中郷、町 付
	依上駐在所 大字下金沢	久慈郡大子町 大子町相川、芦野倉、上金沢、下金沢、 田野沢、塙
日立	高原駐在所 高原	日立市十王町 日立市十王町黒坂、十王町高原
	東河内駐在所 町	日立市東河内 日立市入四間町、下深荻町、東河内町、 中深荻町
高萩	秋山駐在所	高萩市大字秋山 高萩市秋山、上手綱（上野）、島名（向 洋）、高萩（北方）、中戸川、福平
	上手綱駐在所 手綱	高萩市大字上 高萩市上手綱（上野を除く。）、望海
	若栗駐在所 栗	高萩市大字若 高萩市大能、上君田、下君田、横川、若 栗
	中妻駐在所 町	北茨城市華川 北茨城市磯原町上相田、関本町小川、關 本町才丸、華川町小豆畑、華川町臼場、 華川町上小津田、華川町車、華川町下小 津田、華川町下相田、華川町中妻、華川 町花園
鉾田	荒地駐在所	鉾田市荒地 鉾田市荒地、柏熊新田、勝下、勝下新田、 上太田、上釜、子生、沢尻、鹿田、下太 田、滝浜、田崎、玉田、造谷、常磐、冷 水、箕輪、樅山、湯坪

	大蔵駐在所	鉾田市大蔵	鉾田市青山、阿玉、飯島、江川、大蔵、梶山、上沢、上幡木、汲上、台濁沢、中居、札、二重作
	大竹駐在所	鉾田市大竹	鉾田市大竹、柏熊、烟田（玄生及び小高根）、白塚、安塚（青山）
	舟木駐在所	鉾田市舟木	鉾田市秋山、大戸、大和田、上富田、駒木根、下富田、菅野谷、徳宿、鳥栖、舟木、紅葉
鹿嶋	荒井駐在所	鹿嶋市大字荒井	鹿嶋市青塚、荒井、武井釜、大小志崎、角折、浜津賀
	小山駐在所	鹿嶋市大字小山	鹿嶋市小山、荒野、中、奈良毛、林
	津賀駐在所	鹿嶋市大字津賀	鹿嶋市和、志崎、武井、棚木、津賀
行方	牛堀駐在所	潮来市牛堀	潮来市牛堀、上戸、清水、島須、永山、堀之内、茂木
	新宮駐在所	潮来市新宮	潮来市大生、大賀、釜谷、下田、新宮、新宮南、州崎、築地、延方西、延方東、前川、水原、宮前一丁目、宮前二丁目
	麻生駐在所	行方市南	行方市井貝、於下、小高、五町田、島並、行方、橋門、船子、南
	麻生東駐在所	行方市蔵川	行方市青沼、天掛、石神、板峰、宇崎、岡、蔵川、小牧、籠田、白浜、四鹿、新宮、杉平、根小屋、矢幡
	北浦駐在所	行方市両宿	行方市内宿、小貫、小幡、北高岡、中根、長野江、次木、成田、繁昌、南高岡、三和、山田、行戸、吉川、両宿
	玉造駐在所	行方市玉造甲	行方市荒宿、井上、井上藤井、沖洲、西蓮寺、芹沢、玉造乙、玉造甲、手賀、捻

			木、羽生、浜、藤井、八木蒔、谷島、若海
竜ヶ崎	金江津駐在所	稻敷郡河内町 金江津	河内町金江津、下加納（和銅谷を除く。）、十三間戸、平川
	源清田駐在所	稻敷郡河内町 源清田	河内町源清田、幸谷、古河林、小林町歩、猿島、角崎町歩、大徳鍋子新田、手栗、羽子騎、平三郎、生板、生板鍋子新田、宮渕、竜ヶ崎町歩
	長竿駐在所	稻敷郡河内町 長竿	河内町片巻、下加納（和銅谷）、下町歩、十里、庄布川、田川、長竿、布鎌
牛久	奥野駐在所	牛久市島田町	牛久市井ノ岡町、奥原町、桂町、久野町、島田町、正直町、正直町番外
稲敷	伊佐部駐在所	稲敷市伊佐部	稲敷市阿波崎、伊佐部、市崎、釜井、上須田（新川を除く。）、幸田、清水、下須田、新橋、中島、東大沼、福田、町田、光葉、脇川
	浮島駐在所	稲敷市浮島	稲敷市浮島
	佐倉駐在所	稲敷市佐倉	稲敷市稻波、犬塚、江戸崎（小角）、佐倉、信太古渡、月出里（花指）、鳩崎
	神宮寺駐在所	稲敷市神宮寺	稲敷市阿波、甘田、飯出、岡飯出、柏木、柏木古渡、上馬渡、四箇、下馬渡、神宮寺、須賀津、西の州、羽生、古渡、堀之内、三次、南山来
	新利根駐在所	稲敷市柴崎	稲敷市伊崎、伊佐津、戌渡、太田、小野、上根本、柴崎、下太田、下根本、角崎、寺内、中山、羽賀浦、堀川、狸穴、南太田
	結佐駐在所	稲敷市結佐	稲敷市飯島、今、大島、押砂、神崎神宿、神崎本宿、上須田（新川）、上之島、結

			佐、石納、境島、佐原下手、佐原組新田、清久島、手賀組新田、西代、野間谷原、橋向、八千石、曲渕、三島、本新、八筋川、四ツ谷、余津谷、六角
	木原駐在所	稻敷郡美浦村 大字木原	美浦村受領、牛込、大須賀津、太田、大塚、大谷、大山、木、木原、郷中、山王、定光、土浦、中野内、根火、根本、花見塚、布佐、舟子、堀田、馬掛、間野、馬見山、みどり台、見晴、宮地、本橋、茂呂、八井田、谷中、山内、余郷入
	美駒駐在所	稻敷郡美浦村 大字信太	美浦村興津、土屋、信太、美駒
土浦	志土庫駐在所	かすみがうら 市宍倉	かすみがうら市安食、上軽部、宍倉、下軽部、西成井
	下大津駐在所	かすみがうら 市加茂	かすみがうら市牛渡（浜、兵庫峯及び房中八田）、加茂、戸崎
	千代田駐在所	かすみがうら市 上土田	かすみがうら市栗田、飯田、市川、大峰、上稻吉、上佐谷、上志筑、上土田、五反田、下稻吉（逆西を除く。）、下佐谷、下志筑、下土田、高倉、中佐谷、中志筑、新治、西野寺、東野寺、山本、雪入、横堀
	美並駐在所	かすみがうら 市深谷	かすみがうら市有河、一の瀬、一の瀬上流、岩坪、牛渡（浜、兵庫峯及び房中八田を除く。）、大和田、男神、柏崎、上大堤、坂、志戸崎、下大堤、田伏、中台、深谷、三ツ木、南根本
石岡	恋瀬駐在所	石岡市小見	石岡市宇治会（開拓、村子及び弓張を除く。）、太田、大塚、大増、小見、瓦谷、

		小塙、佐久、中戸、野田
城南駐在所	石岡市三村	石岡市石川、井関、北根本、高浜、中津川、東田中、三村
園部駐在所	石岡市山崎	石岡市柴間、東成井、部原、真家、宮ヶ崎、山崎
玉里駐在所	小美玉市上玉里	小美玉市上玉里、川中子、栗又四ヶ、下玉里、高崎、田木谷、東田中
つくば	小田駐在所	つくば市小田 つくば市大形、小田、北太田、小和田、下大島、北条（北条新田）
	上大島駐在所	つくば市上大島 つくば市上大島、上菅間（上宿を除く。）、国松、筑波（大貫、合ノ内、外輪町、西川面及び八幡後）、沼田
	柴崎駐在所	つくば市柴崎 つくば市上野、大、上境、栗原、金田、栄、桜一丁目から桜三丁目まで、さくらの森、柴崎、松栄、中根、春風台、古来、松塚、横町、流星台
	筑波山駐在所	つくば市沼田 つくば市臼井、神郡、酒寄、筑波（大貫、合ノ内、外輪町、西川面及び八幡後を除く。）、羽鳥
	作谷駐在所	つくば市作谷 つくば市明石、安食、寺具、作谷
	豊里駐在所	つくば市今鹿島 つくば市旭、今鹿島、上郷、上里、木俣、高野、酒丸、田倉、土田、手子生、東光台一丁目から東光台五丁目まで、遠東、豊里の杜一丁目、豊里の杜二丁目、中東原新田、沼崎、野畑、百家、緑ヶ原一丁目から緑ヶ原四丁目まで
	万博記念公園駅前駐在所	つくば市島名 つくば市鬼ヶ窪、面野井、上河原崎、上河原崎下河原崎入会地、島名、下河原崎、下別府、高須賀、高田、高良田、中別府、

			鍋沼新田、真瀬、水堀、御幸が丘
	吉沼駐在所	つくば市吉沼	つくば市大久保、大砂、西高野、吉沼
筑西	折本駐在所	筑西市折本	筑西市石塔、泉、大閑、奥田、落合、折本、上中山、口戸、国府田、柴山、下高田、高島、筑瀬、野、羽方、八田、林、樋口、蒔田、谷部
	新治駐在所	筑西市新治	筑西市井出姥沢、大島、小栗、門井、上星谷、久地楽、桑山、三郷、清水、下郷谷、下星谷、知行、新治、蓮沼、古郡、細田、向川澄、谷永島、柳、八幡、横塚、蓬田
	藤ヶ谷駐在所	筑西市藤ヶ谷	筑西市板橋、稻荷、犬塚、井上、上野、江、梶内、木戸、黒子、関館、関本肥土、関本上、関本上中、関本下、関本中、関本分中、辻、中村新田、西保末、花田、花橋、藤ヶ谷、船玉、舟生
下妻	上妻駐在所	下妻市半谷	下妻市赤須、江、大木、桐ヶ瀬、黒駒、尻手、柴、渋井、関本下、半谷、平方、前河原、南原
	きぬ駐在所	下妻市鬼怒	下妻市伊古立、大園木、長萱、鎌庭、唐崎、鬼怒、鯨、五箇、渋田、下栗、宗道、田下、羽子、原、別府、本宗道、見田、皆葉、村岡
	高道祖駐在所	下妻市高道祖	下妻市亀崎、高道祖、比毛、肘谷、樋橋、古沢（国道294号バイパス以東）、谷田部、柳原、山尻
桜川	雨引駐在所	桜川市大曾根	桜川市青木、阿部田、大國玉、大曾根、金敷、高久、高森、羽田、東飯田、本木
	小塩駐在所	桜川市小塩	桜川市池龜、磯部、稻、大月、亀岡、小

			塩、坂本、平沢、福崎、山口
椎尾駐在所	桜川市真壁町 椎尾	桜川市真壁町酒寄、真壁町椎尾、真壁町 羽鳥、真壁町東山田	
羽黒駐在所	桜川市加茂部	桜川市今泉、加茂部、木植、猿田、曾根、 高幡、友部（東友部）、西小塙、松田	
南飯田駐在所	桜川市南飯田	桜川市入野、岩瀬（大岡）、門毛、富谷、 中里、間中、南飯田	
結城	上山川駐在所	結城市大字上 山川	結城市今宿、粕礼、鹿窪、上山川、久保 田、小森、山王、新堤仲通り、新矢畠、 中、芳賀崎、浜野辺、林、古宿新田、水 海道、矢畠、山川新宿、若宮
	武井駐在所	結城市大字武 井	結城市上成、大木、武井、田間
	二本松駐在所	結城市大字北 南茂呂	結城市江川大町、江川新宿、七五三場、 新宿新田、善右エ門新田、東茂呂、北南 茂呂
	内守谷駐在所	常総市内守谷 町	常総市内守谷町、内守谷町きぬの里一丁 目から内守谷町きぬの里三丁目まで、大 塚戸町、坂手町、菅生町、豊岡町（砂原 及び浜）
常総	岡田駐在所	常総市向石下	常総市大沢、大沢新田、岡田、蔵持、蔵 持新田、栗山新田、鴻野山、鴻野山新田、 国生、崎房、左平太新田、篠山、杉山、 中沼、馬場、馬場新田、古間木、古間木 新田、古間木沼新田、孫兵エ新田、向石 下
	豊岡駐在所	常総市豊岡町	常総市伊左衛門新田町、大生郷新田町、 大生郷町、大輪町、五郎兵衛新田町、笛 塚新田町、豊岡町（砂原及び浜を除く。）、

			花島町、羽生町、横曽根新田町
	三妻駐在所	常総市中妻町	常総市東町、大崎町、沖新田町、川崎町、十花町、上蛇町、中妻町、福二町、平町、三坂新田町、三坂町、箕輪町、むすびまち
	絹の台駐在所	つくばみらい市 絹の台三丁目	つくばみらい市絹の台一丁目から絹の台七丁目まで、小絹、杉下、筒戸、寺畠、西ノ台、西ノ台南、平沼、細代
古河	小堤駐在所	古河市小堤	古河市上大野、小堤
	中田駐在所	古河市中田	古河市大山、中田
境	飯島駐在所	坂東市幸田	坂東市大馬新田、神田山新田、勘助新田、幸田（籠場、新田台及び中山）、幸田新田、平八新田、馬立、弓田
	沓掛駐在所	坂東市沓掛	坂東市内野山、生子、生子新田、沓掛、栗山新田、逆井、左平太新田、菅谷、孫兵工新田、山
	猫実駐在所	坂東市猫実	坂東市大口、大口新田、神田山、庄右衛門新田、猫実、猫実新田
	矢作駐在所	坂東市矢作	坂東市大崎、大谷口、小泉、中里、法師戸、矢作
	小福田駐在所	猿島郡五霞町 大字小福田	五霞町江川、大福田、幸主、ごかみらい、小福田、山王、山王山、釈迦、原宿台一丁目から原宿台四丁目まで、冬木、前林
	元栗橋駐在所	猿島郡五霞町 大字元栗橋	五霞町川妻、小手指、新幸谷、元栗橋
取手	森戸駐在所	猿島郡境町大字伏木	境町一ノ谷、桐ヶ作、新田戸、伏木、百戸、若林
	小文間駐在所	取手市小文間	取手市小文間、長兵衛新田
	久賀駐在所	取手市上萱場	取手市大曲、上萱場、萱場、下萱場、紫

水一丁目から紫水三丁目まで、新川、浜  
田、双葉一丁目から双葉三丁目まで